

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年12月20日（金）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・神戸市の部活動地域移行の取組について

発表項目

○ 職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を2件行いました。わいせつな行為により免職処分とした案件が1件、私的流用及び窃盗により免職処分とした案件が1件でございます。子どもたちに社会のルールを教え、人の道を説き、そして自らが手本を示さなければならない教員という職にある者が、このような深刻な事態を引き起こし、公教育に対する皆様の信頼を大きく損なうことになりましたこと、本当に重く受けとめているところでございます。県教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日12月20日です。懲戒処分の1件目ですけれども、公立中学校教諭、男性27歳を免職としました。この者は、令和6年中の放課後、学校の教室で学習指導をする際等に、生徒の太ももを触ったり、抱きしめたり、キスをしたり、衣服の上から胸や臀部を触ったりする行為を複数回行いました。また生徒に自らの陰部を衣服の上から触らせる行為を行いました。少し補足いたします。懲戒処分の公表にあたって、一般的には被処分者の学校名、職名、性別、年齢まで公表することとしています。しかしこの事案については、こうした情報を公表することによって、事案に該当すると思われる学校や教諭が限定されて、結果的に被害生徒が特定され、被害生徒の将来に影響が出るのではないかと、保護者が大変心配されておりました、どこまで公表とするのかについては、保護者に確認しながら進めているところでございます。このため、被害生徒への配慮を最優先に考えまして、被害生徒が特定されるような情報、事案の詳細な内容に関する事、被害生徒に関する事、周囲の人が被害生徒と本事案の関係を類推することにつながる恐れのあることについては、公表を控えさせていただくこととしますので、ご理解をよろしくお願いいたします。なお、若干追加説明させていただきますと、この事案については、被害生徒が同じ学校の職員に相談したことから発覚しました。校長は、この教諭の行為を確認した後、所管の教育委員会とともに、警察に通報し、捜査に協力していました。

その後、県教育委員会は、関係者をとおして、教諭が逮捕され、不同意わいせつの罪により起訴されたと聞き及んでいます。それから、校長の管理監督責任についてですけれども、教職員の服務規律の確保について万全を期すべきところ、教諭に係る非違行為を行ったことは、校長の指導監督が不徹底であったと言わざるを得ないことから、市町教育委員会において、校長に文書訓告を行う予定です。

処分の2件目です。県立木本高等学校教諭、男性27歳を免職としました。この者は、令和6年8月から9月にかけて、硬式野球部から預かった遠征費及び部費の合計1,086,000円のうち767,500円を、自らの借金の返済及び生活費に流用いたしました。また、9月8日と10月7日に、計4名の同僚の机の引き出しから、合計121,000円を窃盗し、自らの借金の返済及び生活費に充てました。なお、私的流用及び窃盗した金額は全てすでに返済しています。それから、木本高校校長に対しまして、管理監督責任として、本日付で文書訓告を行いました。少し補足説明いたします。発覚の経緯ですけれども、10月8日に、体育教官室に座っている2人の教員が、自分の机の引き出しの現金がなくなっていることに気づきました。その後、一旦この部屋を出て、15分後に戻って行ったところ、現金が戻っているという事象がありました。これを不思議に思ったこの教員が管理職に報告し、防犯カメラを確認したところ、今回処分となった教諭がその時間に部屋に出入りしたことが確認されました。校長が事実確認したところ、窃盗の事実を認めたということです。それから、その1ヶ月後11月になって、硬式野球部が夏に遠征した際の宿泊先から、宿泊費が未払いである旨の電話がありまして、このことによって、遠征費等の私的流用も発覚するに至りました。

この窃盗や私的流用をなぜ行ったかですけれども、この教諭は、インターネットを通じて、公営の競馬等のオンラインギャンブルに興じたことにより、借金をするようになりました。ヤミ金融業者等への返済期限に迫られ、すぐに現金を戻せば気づかれないだろうとの思いから、私的流用や窃盗に及んでしまったということでございます。

今後の対応ですけれども、資料の3、今後の対応のところの2段落目以降です。まず、わいせつな行為については、今回の事案が生徒と1対1で対応している中で「生徒が嫌がっていないから大丈夫」といった教諭の誤った認識のもと発生していますので、改めて児童生徒性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行脅迫等の有無は問わないということや、他の教職員の目の行き届きにくい空間で、児童生徒と1対1で対応しないことを周知徹底してまいります。私的流用及び窃盗については、そもそも社会人としてあるまじき行為であり、教職員にはとりわけ高い倫理感が求められていることを自覚するよう改めて周知します。また各学校において、金品の管理を徹底するとともに、教職員同士が互いに指摘し合える環境づくりに、学校全体で取り組むことにより、未然防止に努めてまいります。県教育委員会としましては、1月初旬に、県立学校長会議それから市町等教育長会議を臨時で開催するとともに、教職員一人ひとりが県民から信頼される教職員となるよう、新たにリーフレットを作成し全教職員に配布することにより、服務規律の確保を徹底することとしております。

発表項目に関する質疑

○ 職員の懲戒処分について

(質) まず令和6年中、これいつからいつまでですか。

(答) これも被害者の特定につながるということで時期等は申し上げられませんのでご理解をよろしくお願いします。

(質) 複数回というのは何回ぐらい少なくとも何回とか。

(答) 教員本人は明確に覚えていないと言っていますけれども、それぞれ、「少なくとも5回以上はした」と言っています。

(質) それぞれというのは、複数の生徒にということですか。

(答) いえ、資料に書いてありますように、抱きしめたり、キスしたり、服の上から胸や臀部を触ったりする行為。それから、自らの陰部を衣服の上から触らせるといったことをそれぞれということです。

(答 教職員課) 自らの陰部を衣服の上から触らせる行為は1回です。

(質) 1日5回、それとも5日間にわけてとか、そういう意味ですか。

(答) 全部の期間です。

(質) 5日、5回以上。

(答) はい。

(質) この対象の生徒は女子ですか。

(答) それも、申し上げられないということでご理解よろしくお願いします。

(質) 学年はどうですか。

(答) 学年も申し訳ございません。生徒に関する情報は伏せさせていただきたいと思います。

(質) これは複数でしたか、1人でしたか、対象は。

(答) 生徒の人数について申し上げられないです。「生徒に」ということでお願いします。

(質) 放課後にということはわかった。これは特定で5回とも放課後のことですね。

(答) 放課後の補習学習ということなのですが、その他の場所もありましたか。

(答 教職員課) 例えば生徒の昇降口など。

(質) 昇降口というのは階段のことですか。

(答) 下駄箱です。

(質) そこで、つまり教室だとか、昇降口でこういう行為をしたと。

(答 教職員課) はい。

(質) 学習指導する際とか、これ、どういう状況でこういう行為に至ったのですか。

(答) 放課後の補習を行っているときに、当然複数の生徒がいるのですが、どんどん終わった人が帰って行って、最後に1対1になったようなときに、こういう行為に及んだと本人は供述しております。

(質) その行為を行う前に何か言葉をかけたりすると思うのですが。

(答 教職員課) いわゆる補習学習の延長ですので、学習している状態です。

(質) でも、いきなり太ももを触ったりしないと思うのですが、何か説明しないのですか。

(答 教職員課) 近くに寄って、勉強を教えていたという状況です。

(質) いきなり触ったり、抱きしめたりと。

(答) 最初申しあげましたように、「5回以上やった」と言っていますので、最初はいろんなそれに至る経緯があったかもしれませんが、それ以降は、前やったことでしょうか、それほど経緯を経ずに、そういう行為に至ったのではないかなというふうに。

(質) 生徒は抵抗しなかったのですか。

(答 教職員課) いわゆるつき飛ばすとか、悲鳴を上げるとか、そういうことはなかったです。

(質) 怖くて動けない状況なのですか。

(答) 我慢していましたと言っているようです。

(質) もう一度、この状況で本人はどう言っていたのですか。

(答 教職員課) 教諭は、生徒が嫌がっていないから大丈夫だと思っているわけです。

(質) 生徒はどう言っていますか。

(答 教職員課) 我慢していたと。

(質) なぜこの男性教諭はこんなことをしたと言っているのですか。

(答) 相手が嫌がっているというふうに思えなかったからという意味の供述をしています。

(答 教職員課) 嫌がっていないから大丈夫という勝手な解釈をしてしまっています。

(質) 嫌がっていないかもしれないけれど、好意を持っていたとかは。

(答) 相手方に対して教諭の方が好意を持っていたとか、逆に相手方が教諭に好意を持っていたとかという話は聞いていません。

(質) この生徒と先生の関係は。担任だとか、どういう関係か。

(答) 担任かどうか、これは申し上げることができません。

(質) 陰部を触らせるというのは、教室と、昇降口での行為は違うのですか。

(答 教職員課) それぞれ場所は違います。陰部を触らせるという行為は、教室です。

(質) 生徒が相談したのはいつですか。

(答) その時期については申し上げられません。

(質) 逮捕されたのですね。罪名は不同意わいせつですか。

(答) 不同意わいせつです。

(質) いつですか。逮捕は。

(答) 逮捕の時期は申し上げられません。それは特定されてしまいますので、どうかご理解をお願いします。

(質) どこの署かというのも。

(答) はい。申し訳ございません。

(質) 三重県警ですか。

- (答) 県内です。
- (質) 三重県警によって逮捕されているということですね。
- (答) そうです。
- (質) 起訴されているということですね。
- (答) そうです。
- (質) 裁判になっていますか。
- (答) 我々は向こうから聞いているだけです、今まだ裁判にはなっていないのではないかと思いますけど。
- (答 教職員課) まだです。
- (質) この先生は、この学校の前にも同じようなことをやっているのか。
- (答) それはないというふうに。
- (質) そうしたら、相手は椅子に腰をかけている状況なのですか。
- (答 教職員課) それはわかりません。
- (質) 起訴された、逮捕されたのですよね。それで起訴をされてから、面談とかさされてたりしますか。
- (答) 基本的に、面談をするには弁護士をとおしてということが条件になっておりますので、面談をしておりません。文書によって、事情聴取しています。文書でやりとりしています。
- (質) どんなやりとりをされているのですか。
- (答 教職員課) ここに今回、事案の概要に挙げさせてもらった行為は行ったことを確認しているというやりとりと、なぜ行ったかというところは聞きました。
- (質) やったことと、やった理由ですかね。それ以外のやりとりとかはないですか。
- (答 教職員課) いわゆる弁明については求めていません。
- (質) 発覚が生徒から学校の職員にあつて。発覚はいつですか。
- (答) 時期的なことは申し訳ないのですが、伏せさせていただきます。
- (質) 例えば、夏頃とかでも結構なのですか、相談したのが夏頃とか、秋頃とかで結構なのですか。
- (答) 難しいです。
- (答 教職員課) 令和6年中です。
- (質) 逮捕や起訴の時期も言えない。
- (答) そうですね。
- (質) 起訴に関しては、公判請求とか、要は裁判にかけているというのは確認が取れている。
- (答) 裁判はまだ始まっていません。
- (質) 一応、公判請求されている形で、ちゃんと起訴されているという確認は取れているということですね。罪状が不同意わいせつ罪のみですか。

- (答) 不同意わいせつ罪のみです。
- (質) 先ほどちょっと動機のようなことを話していたと思うのですが、他に何か動機面での、何かご本人のご発言があれば教えていただきたいのですが。
- (答) なぜこのような行為を行ったのかという問いに対して、被害生徒が嫌がっていないから大丈夫という勝手な解釈をして行ったという、文書のやりとりですので、そのように供述しています。
- (質) 先ほどの好意を持っていたかどうかは聞いていないというようなことだと思うのですが。これはそもそも県教委としてそういう質問は、教諭に対してしていないということなのか。それとも、持ってはいなかったと認識していると。どういう意味あいですか。交際関係にあったかどうか、どう認識していたかですね。
- (答) 交際関係にあったとは我々は認識していません。
- (質) 被害生徒が、同じ学校の職員に相談して発覚したのだと思うのですが、別の教師という言い方でもいいのですか。職種、学校の職員、他の先生と言っていいですか。
- (答) はい。
- (質) 被害の生徒なのですが、被害を受けたことで休むようなこととか、そういったことはありますか。
- (答) 通常に登校しております。
- (質) 当該の先生に関しては、何かを外されるとか、なんかそういった対応というのは。
- (答) 発覚後すぐに年休に入りまして、その後病休の後、起訴になりましたので、今は起訴休職ということになります。
- (質) 確認で。複数の生徒がどこかに訴えてということですが、今の話の流れから聞くと、いつ相談したとか、我慢していたとあるとおり、1人なのかなと思うのですが。
- (答) 申し訳ございませんが、コメントは控えさせていただきます。
- (質) これずっと1人だとか複数かというのは、その生徒の特定にはつながらないと思うのですが。
- (答) これに関しては、コメントできないということでご理解ください。
- (質) どうしてですか。
- (答) それは私ども、どこまで公表のときにお話しするかということを保護者の方々と相談していますので、その時の、合意の中で話をさせていただければと思います。
- (質) 担任かどうかは言えないということでしたけども、同じ学年を持っていたかどうかですか。
- (答) それも話せないです。
- (質) じゃないと、介入しすぎの気もするのですが。
- (答) 先生と同じ学校の生徒ぐらいのところまでしか申し上げられません。
- (質) 起訴の話なのですが、起訴は、津地検が起訴したということでもいいですか。
- (答) 申し訳ありません。それを言うと。

- (質) いろいろ支部がありますけども、全体の母体は津地検なので。
- (答) これは、三重県の県域が特定されることにつながるのでは。地域の特定につながる恐れがあることは申し訳ないですけど、ちょっと答えられません。
- (質) 支部とかではなくて、あくまでも母体の部分で。津地検のみで。
- (答 教職員課) 四日市支部とか。
- (質) そうそう。
- (答) この場では申し訳ないですけど、伏せさせてください。
- (質) 確認なのですけど、校長は警察に通報で大丈夫ですか。
- (答) 「校長と市町教育委員会が通報」です。
- (質) もう校長の文書訓告は行ったということですか。
- (答 教職員課) 処分が本日ですので、市町教育委員会に今日、校長の処分についても、これが相当であると伝えておりますので。その後とは聞いております。
- (質) 行ったということですか。
- (答) 確認しないとできません。申し訳ない。
- (質) あと、女子か男子というのをなぜ言えないのですか。
- (答) 申し訳ございません。それも伏せさせてください。
- (質) あと再発防止のためには、やっぱりそういうところも、伝えていかないと、なかなか伝わらないと思うのですけども。
- (答) 私どもも再発防止のためにできるだけ伝えていかなければならないというのは思っていますので、起こった事象とか、具体的に書かせていただいています。ただ、こと生徒の情報に関しては、伏せさせていただきたい。保護者の方々としては、非常に心配されている部分ということです。
- (質) 性別を公表することが、被害生徒の特定につながるというようなイメージ。
- (答) 被害生徒の特定の一定の条件につながるということだというふうにご理解ください。
- (質) 昇降口での行為も、放課後の学習指導が終わった後、行為に及んだという認識ですか。
- (答) そこまでは確認できていないです。基本、文書でのやりとりで。
- (質) 学習指導がその前後とかではない可能性もあるということですか。その昇降口での行為というのは。
- (答) そうですね。可能性としてはあるかと思えます。
- (質) その放課後の学習指導は、なにかこの教諭だけ明らかに回数が多かったりとか、そういうことはありますか。
- (答) 学習指導の補習が多い教諭と、少ない教諭は当然あると思えますので、それは当然あるかと思えますけれども、今回はその多い方だったのか、どうだったのかというのはちょっと把握していません。
- (質) 例えば、ある一定の生徒のみを、狙い撃ちと言ったらいいのか、明らかに回数が多かったりとか、成績を反映していないような出席のさせ方をしていたりだとか、そういう

ようなことというのは確認されていますか。

(答) 何かこう、狙い撃ち的な、そういうことは聞いておりません。

(質) 学習指導は大体何人ぐらいの生徒が出席しているのか。

(答 教職員課) それほど多くない人数。

(質) それほど多くない人数が分からない。

(答 教職員課) 補習の学習ですから。

(質) 例えば2、3人くらいなのか10人くらいなのか。

(答 教職員課) 日によってどうしても人数が違うものですから。それほど多くない人数というふうに申し上げます。

(質) いずれにしても行為は1対1になった時に及んでいる。

(答) そうです。

(質) 当該の男性教師は何の授業・教科担当とか、何学年の担当とかも言えないですか。

(答) 先生の情報もここまでとさせていただきます。

(質) 基本こういう行為というのは、1対1の状況だから見ていた人はいないという認識ですか。

(答) 見た人はいません。

(質) 令和6年中とあるのですけれども、大体学校だと年度で区切るかなと思うのですが、今年度の話ですかね。

(答) 6年中と理解してください。

(質) 1月から今日まで。

(答) 暦年の年中というふうに私どもは表現しているつもりです。

(質) 2件目の事案については、生徒の特定とかにはつながらないと思うのですが、先生の名前を出さないのですか。

(答) 氏名の公表については、基本的に我々行政の懲戒処分というのは、制裁ではあるのですけれども、内部的な秩序維持のためにやっております。公表して社会的制裁を課すためのものではありませんので、基本的に名前は公表しないことになっておりまして、知事部局も同様でございます。ただし、すでに報道等で名前とかがはっきり公表されているような場合は、名前を公表することもあるというふうにご理解いただければと思います。

(質) 私的流用とか窃盗というのですか、警察には相談していないのですか。

(答) 警察と情報共有はしています。告発しているかどうかというご質問だと解釈して、お答えさせていただきますと、公の金を取ったものではなくて、同僚のお金とか部費、生徒から集めた部費を流用しているものでございまして、それを全部返してしまって、もう全部返済が終わっています。これを警察に告発するかどうかというのは、学校の方でも検討はされているのですけれども、野球部も保護者も含めて、被害届は出さないというふうな意思決定をしておりますので、それ以上の告発めいたことは私どもとしては

考えておりません。

(質) 窃盗の方はどうですか。

(答) 窃盗の方も同じです。

(質) 警察と相談していない。

(答) 警察には情報共有はしています。

(質) ただ告発等はしない。

(答) はい。学校の野球部の方は、そういうことをすると捜査等が入って、生徒にいろんな影響があるだろうと、そういうことは避けたいという意向もあるようです。

(質) 一部報道で、760,000 円の内訳が遠征費・宿泊費 460,000 円、部費 310,000 円と出ていますけれども、そこに齟齬はないでしょうか。金額を教えてください。

(答 教職員課) まず遠征費の部分ですけれども、遠征費として集めた 780,000 円のうち、宿泊費の一部が 461,500 円。それと部費の 306,000 円、合わせて 767,500 円という内訳になります。

(質) 勤務先での勤務態度とかそういったところはいかがでしたか。

(答) 勤務態度に特に問題なかったと聞いています。

(質) お金に困っているとかそういった相談とかというのは、例えば他の職員さんにそういったことは。

(答) 教諭は家族とか司法書士には相談しておりましたけれども、それ以外の例えば教員とか、誰にも相談しておりません。

(質) 家族というのは、ご両親であるとか奥さんとか、ご存じですかね。

(答 教職員課) 親に相談していたというふうに言っています。

(質) 弁済はいつまでにされたのですか。

(答) すべて返済されたのはつい最近です。今週、今日は金曜日ですけれども、月、火、水あたりです。

(質) 借金があると思うのですけれども、どうやって弁済費用を工面したのか。

(答) 家族が返済したということです。

(質) 動機のところをさっき仰っていただいたと思うのですが、もう一度お聞かせいただいでいいですか。

(答) インターネットを通じて公営の競馬等のオンラインギャンブルに興じたということで借金がかさみました。ヤミ金業者への返済期限に迫られて、すぐに現金を戻せば気づかれないだろうという思いから私的流用及び窃盗に及びました。一旦窃盗し、すぐにどこかからまた戻せばいいだろうというような安易な考えをしたということです。返済期限に迫られたと。

(質) ヤミ金業者という話だったと思うのですけれども、ヤミ金業者というのはいわゆるサラ金という感じでもなく、かなり法的にアウトな事業者という理解でよかったですか。

(答) 最初、銀行とか消費者金融から借りているらしいのですけれども、そのうち借りられ

なくなつて、無登録の業者、それをヤミ金業者と呼んでいますけれども、そこから借りたということです。

(答 教職員課) 登録をせずに、貸金業を営んでいる者から借りたというふうに聞いています。

(質) 登録というのは、金融庁に事業認可がない業者からのということですよ。

(答 教職員課) 教諭本人がどこまでそれを認識しているかというのは定かではないのですが、教諭からは、そういう者から借りたというふうに聞いています。

(質) 1件目と重複して伺いたいのですが、お二人の生年月日と、ここに書かれている事実内容はすべて認めているから処分していると。ご本人はすべてここに書かれている概要の事実内容は認めているということでしょうか。

(答) 全部認めております。それから生年月日は申し上げられませんが、明日になっても27歳は変わりません。

(質) 2番の方は生年月日を教えてください。

(答) それも。

(質) どうしてですか。

(答) それは我々の公表基準の中でそのように。

(質) 一切出せないということですね。

(答) 個人情報になりますので。

(質) コメントのところですけど、借金の返済期限が迫ったのか、返済を迫られたのか、どっちで言っていましたか。

(答) ヤミ金業者から電話がかかってくる、返済を迫られたという状態です。

(質) 迫られた。で、すぐに現金を戻せば気づかれないうらうと思って。競馬などのオンラインギャンブルとおっしゃいましたが、競馬以外にもいくつかそういうことをしていたのですかね。

(答 教職員課) 公営の、競馬、競輪、競艇というふうに。

(質) 全部やっていた。個人のことでですけど、どれぐらい借金があったとか、何かお話になっていたりしますか。

(答 教職員課) 借金の額とかは個人情報にも当たりますので、ちょっとお答えは。

(答) ただ本人として、例えば多額のとか少なくともどれくらいとかというところ。

(答 教職員課) 基本的にこの私的利用している額から判断していただいて、高い、安いというのは人によってその感覚は違うと思いますけど、それなりの額は借金していたと。

(質) 2番の木本高校の野球部なのですけども、現状、監督はどなたか務めているのでしょうか。

(答) 彼が野球部顧問から外れましたので、別の顧問を1人充てて、支障なく運営されております。

(質) 遠征費や部費を預かっていたのは、部員何人分ですかね。

- (答 教職員課) まず遠征費につきましては、26名から集めております。部費につきましては、15名から集めております。
- (質) この26名と15名は、人が重なっていますね。
- (答 教職員課) 重なり具合というのは、全部は把握できていませんが、重なっている者はいらと思います。
- (質) のべ41人というわけでもなさそうだけど、実数としてはどんなものですかね。約30人ぐらいですかね。
- (答 教職員課) 遠征に参加したものが何かはちょっと把握できていないのですが。
- (質) どっちの名目かに関わらず、先生に預けたのは何人かということですね、純粹に。
- (答) それは先ほどお答えしましたとおり、遠征費のときは26名から集めて、部費のときは15名です。
- (質) この26名と15名は同じ人物もいますよね。
- (答 教職員課) そうですね。そこまでの把握ができてないです。
- (答) 部費の方が少ないというのは、あまり理解できないけど、部費は一部の生徒からということか。
- (答 教職員課) それにつきましては、この者とあともう1人の顧問がいますので、部員がどちらかに出すという形です。
- (質) 遠征費は1人だけで。
- (答 教職員課) 遠征費はこの者がまとめて預かっているということを知っていますので。
- (質) それだと30人ぐらいになるのでは。
- (答 教職員課) そうですね、26名は間違いはないのですが。
- (質) 時期を確認させてほしいのですが、遠征費や部費を預かってから流用するまでが8月から9月にかけてということでしょうか。
- (答) 7月から8月に遠征していて、発覚したのが11月です。その間に、少しずつ流用したということです。
- (質) 預かる立場にあったのが、この方は何年からですか。
- (答) この木本高校で、教える立場にあったのが何年かということですか。
- (質) 現金を預かっていたのは何年ごろからか。
- (答 教職員課) 何年から預かっていたかというところまでは、ちょっと把握できていません。
- (質) 顧問は預かる仕事もするわけですね。
- (答) 当然部活の運営を顧問がしますので。
- (質) これは何か会計とつけていましたよね。
- (答 教職員課) 基本的にはこの者とは別の者が会計をしていたということは聞いていますが、その遠征のときに預かったのは、今期はこの者で、部費についても一部はこの者が預かったということです。最終的な部の会計処理については、別の者が収支報告など

をしているということです。

(質) この顧問が職務時間中もギャンブルに興じていたとかそういう事実はないでしょうか。

(答) 勤務時間外で、自宅でございます。

(質) ギャンブルに興じていたのはいつくらいからか。

(答) ギャンブルし始めたのは相当前のように。具体的にははっきりと申し上げられませんが、コロナで時間ができてというような時期に始められたみたいなことは聞いていますので、令和2年度あたりではないかなと思います。

(質) 今回わかっている範囲以上のことというのは過去にはないのですかね。同様のことというのは。

(答) 流用なり、そういうことをしたということはありません。

(質) 今年度、懲戒処分を受けた教員は何人かわかりますか。

(答) 今年度、今日あった2件で9件になります。

(質) 免職は何人ですか。

(答) 懲戒免職は3件になります。4月に1人、わいせつな行為で懲戒免職しています。

(質) 去年は、懲戒処分は全体で何件でしたか。

(答) 昨年度は11件です。

(質) 今後の対応についてなのですけども、まず会議を開催するという事なのですけど、この会議ではどういう人たちが参加して、何を話し合うのですか。

(答) 基本的に県立学校長会議は県立学校の校長が参加しまして、私の方から今後の再発防止に向けたメッセージを出します。それから、新しくリーフレットを作るということが載っていますけれども、それについて次長の方から説明します。それと、一昨日に発表させていただきました情報漏えいの話がございまして、情報の管理を徹底したいと思っていますので、教育総務課の方からその話をさせていただくという予定でございます。市町教育長会議の場合は、市町の教育長にできるだけ参加をしていただいて、小中学校に対するご指導をお願いするということになります。

(質) 再発防止と、情報管理の徹底について話し合われるみたいな感じですね。

(答) どちらかというと不祥事の根絶ということを中心に話させていただきます。最近、我々として気になっているわいせつ、それから体罰、そしてこの間四日市の方で、大麻所持で逮捕されたということもございまして、いわゆる犯罪行為みたいなことが最近ありますので、そういったことも含めて話をさせていただきます。

(質) リーフレットの内容はどのような内容ですか。

(答) 今ちょうど検討しているところですけども、信頼される公務員になるためにこういうことに気をつけてほしいという内容で、最近の事例なども記載しながら、かみ砕いて伝えるという内容でございます。

(質) 事例というのは、不適切行為の事例ですか。

- (答) 今申し上げたわいせつだとか、体罰とか、教員に特有のものがありますので、そういうものを強調しながら、最近の事案等もいろいろと織り交ぜながら書かせていただこうと思っています。今ちょうど検討しているところです。
- (質) ちょっと戻ってしまうのですが、2件目の引き出しから盗んだ件で、これは4人とも引き出しから盗んだということですか。
- (答) そうです。
- (質) 4人とも教員の同僚ということですか。
- (答) はい。
- (質) これは何のために、引き出しに皆さんは現金を入れているのですか。
- (答) それは、我々もちょっと問題視しているのですが、お金の管理がずさんだという気はするのですが、例えば旅費などを現金でもらったまま机の中に残していたというようなことですので、これに関しては校長の方から、もう少し現金の管理をしっかりとするという、教職員に対する指導をさせていただいております。こういうことも含めて、この1月の会議ではお話ししたいと思います。
- (質) 皆さんの管理の仕方というのは、この人はわかっている、引き出しを開けていたのですか。
- (答) そこまではわかりませんが、一緒に毎日働いているのですから、一定そういったことはわかっていたのかもしれませんが。
- (質) こっそり取ってもすぐに戻しておけば大丈夫と思ったということですか。
- (答 教職員課) 今回発覚の経緯として、戻したということがありますので、本人はすぐに戻せばわからないというふうに答えています。
- (質) 部費とか遠征費も、現金で自分が管理しているものだから、抜いてもいつかは自分で、現金で戻せるということですか。
- (答) そのように回答しています。
- (質) 今の質問でおっしゃっていたと思うのですが、引き出しに入っていたお金はポケットマネーでないのであれば、生徒のお金か何かだと思うのですが、そのあたりの内訳は把握しているのですか。
- (答) 引き出しに入っているお金は教員のお金です。教員がもらった旅費といったものを、封筒に入れて、机に入れていたということです。
- (質) 旅費というのは何の。
- (答 教職員課) 部活動などの出張の際の旅費につきましては、いわゆる私費として、PTAなどといったところから支給されることが一般的でして、基本的に現金支給されることが多いです。その現金支給をされたものを、引き出しに入れたままだったということです。
- (質) ニュアンスとしては、ポケットマネーということでもいいのですか。
- (答) そうです。

(質) ちょっと確認なのですが、木本の教諭というのは、野球部の監督ではなくて顧問だったのですか。

(答 教職員課) 監督とか部長とかというのは、大会ごとで、学校側が登録するということですので、我々の認識としては顧問です。その大会で、どちらが監督を務めるかということについてまでは我々も把握できていなくて。高野連の発表では、監督というふうに発表されていたので、それが、事案が発表されたときの役職なのかなとは思っていますが、こちらはそこを明確にとらえているわけではなくて、顧問というふうに理解しています。

(質) この1番目の事案で、逮捕起訴事案に係る生徒以外からの同様の相談とかは特になかったのですか。

(答) ありません。

その他の項目に関する質疑

○ 神戸市の部活動地域移行の取組について

(質) 神戸市が2026年度から公立中学校の部活動を停止して、地域のスポーツ団体が運営主体となる形式に全面移行されるということなのですが、これによって先生の負担軽減等が期待されると思うのですが、こういった動きに対しての受けとめを聞きたいのと、あとは県内でやるのかどうかであったりとか、もしくはその検討であったりとか、今の状況だといかがですか。

(答) 正直申し上げてびっくりしました。部活動が教育に対して与える影響というのは非常に大きくて、非常に効果も高いですので、やめてしまうという判断に関して、かなり思い切った判断だと思っています。当然教員の負担軽減にはなると思うのですが、今後の教育に係る影響なども含めてどう考えていくのかというのは、我々も課題かなと思っています。スポーツ庁が、平日の部活動も地域に、という方向を打ち出してきまして、我々もしっかりと今後に向けて検討していかなければいけないと思っているのですが、我々は休日の部活動をどうするのかというところもまだまだ進んでおりませんので、まずは休日の方を進めていきたいと思っています。

以上、16時52分終了